

6 豊 障 号 外  
令和6年7月25日

生活介護事業所 各位

豊橋市福祉部障害福祉課長 森高 朋樹

生活介護新規利用者における入浴支援加算の申請について（通知）

日頃は、本市福祉行政にご協力いただき、感謝申し上げます。

さて、生活介護の入浴支援加算申請における手続きの簡素化のため、生活介護を新規で利用する場合に必要な入浴支援加算の申請書類については下記のとおりとします。

記

		入浴支援加算用の申請書	医療的ケアが必要なことが分かる書類	備考
重症心身障害者に該当する者		不要	不要	手帳情報及び認定調査の結果を基に、入浴支援加算を支給決定した受給者証を発行します。
医療的ケアが必要な者	生活介護申請～受給者証発行までに医療的ケアが必要なことが分かる書類を提出 <u>できる</u> 場合	不要	<b>必要</b>	
	生活介護申請～受給者証発行までに医療的ケアが必要なことが分かる書類を提出 <u>できない</u> 場合	<b>必要</b>	<b>必要</b>	受給者証発行後に、入浴支援加算の支給申請書及び医療的ケアが必要なことが分かる書類を提出してください。

問合せ

障害福祉課 福祉サービスグループ

担当：伴 (TEL51-2347)